

～6月末から対象と思われる方に申請書を順次郵送します～

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

町田市役所 臨時給付金専用コールセンター

☎0570・666・849

9月21日(日)まで：午前8時30分～午後6時(土・日曜日、祝日を含む)  
9月22日(月)から：午前8時30分～午後5時(月～金曜日)  
※ご利用には市役所までの通話料金がかかります。

4月からの消費税率引き上げに伴い、所得金額が一定以下の方や子育て世帯への影響を軽減するために、暫定的・臨時的な措置として対象となる方に「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。申請受付期間は7月1日から平成27年1月5日まで(必着)です。  
☎福祉総務課臨時給付金係 ☎724・4431 FAX050・3101・0928

厚生労働省給付金キャラクター



**基準日は平成26年1月1日！  
まずは2つの給付金を確認じゃ！**

申請先は基準日時点で住民票があった市区町村

「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」は、基準日時点で住民票があった市区町村から支給されます。基準日より後に町田市に転入した方は、基準日時点で住民票があった市区町村にご確認下さい。

## 臨時福祉給付金 支給要件

### ○支給対象者

基準日時点で町田市に住民票があり、平成26年度の市民税が非課税(表1参照)の方  
※ただし、次の方は対象外です。

- ①市民税が課税されている方の扶養親族等
- ②生活保護等の受給者

※平成26年度の市民税は平成25年分(平成25年1月1日～12月31日)の所得から計算されます。

### ○支給額

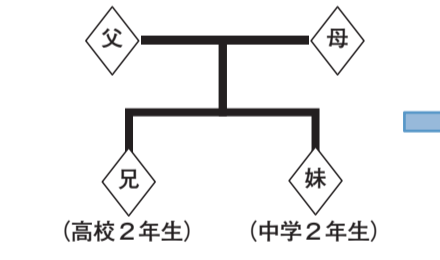
対象者1人につき1万円(1回限り)

### ○加算措置

支給対象者のうち、次のいずれかの年金や手当などを受給している方には、5千円を加算します。

- ①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等
  - ②児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等
- ※複数の加算措置に該当する場合でも加算される額は1人につき5千円です。

### ○全員が市民税非課税の場合



「父」・「母」・「兄」・「妹」に係る臨時福祉給付金をそれぞれ本人に支給(実際は世帯主等が代理受領することを想定)  
【支給額】支給対象者4人×1万円=4万円  
※「父」は児童手当を受給しているが臨時福祉給付金の支給要件を満たすため臨時福祉給付金を支給

## 子育て世帯臨時特例給付金 支給要件

### ○支給対象者

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、平成25年分(平成25年1月1日～12月31日)の所得金額が児童手当の所得制限限度額(表2参照)に満たない方

### ○対象児童

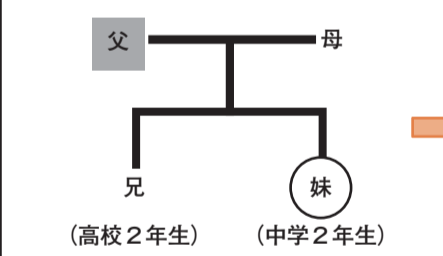
平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童  
※ただし、次の方は対象外です。

- ①臨時福祉給付金の対象者
  - ②生活保護等の受給者
- ※平成26年1月分の児童手当を受給していなくても、次の児童については、平成26年2月分の児童手当を受給している場合には対象児童となります。
- ①平成26年1月1日に出生し、基準日時点で町田市に住民票がある児童
  - ②平成26年1月1日に国外から転入し、基準日時点で町田市に住民票がある児童

### ○支給額

対象児童1人につき1万円(1回限り)

### ○「父」のみ市民税課税の場合



対象児童「妹」に係る子育て世帯臨時特例給付金を支給対象者である「父」に支給  
【支給額】対象児童1人×1万円=1万円

### ～上表の凡例～

- = 住民基本台帳上の世帯
- ◇ = 臨時福祉給付金支給対象者
- = 子育て世帯臨時特例給付金支給対象者
- = 子育て世帯臨時特例給付金対象児童

- 「父」：基準日における児童手当受給者
- 「母」：「父」の配偶者(配偶者控除の対象者)
- 「兄」：「父」の児童手当の対象児童ではなく、「父」の扶養親族(高校2年生)
- 「妹」：「父」の児童手当の対象児童で、かつ「父」の扶養親族(中学2年生)

【表1】 市民税が課税されない所得水準の目安

### ■給与収入のみの方

区分(扶養親族等の数)※	年収の目安
単身(0人)	100万円以下
夫婦(1人)	156万円以下
夫婦・子1人(2人)	206万円未満
夫婦・子2人(3人)	256万円未満

### ■年金収入のみの方

区分(扶養親族等の数)※	年収の目安
単身65歳未満(0人)	105万円以下
単身65歳以上(0人)	155万円以下
夫婦65歳未満(1人)	171万3334円以下
夫婦65歳以上(1人)	211万円以下

※いずれも扶養親族等には控除対象配偶者も含まれます。

【表2】 児童手当の所得制限限度額

### ■所得制限限度額

扶養親族等の数※	所得制限限度額	年収の目安(給与収入の場合)
0人	622万円	833万3000円
1人	660万円	875万6000円
2人	698万円	917万8000円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002万1000円

※扶養親族等には控除対象配偶者も含まれます。



所得金額に係る支給要件については、いずれの給付金も申請受付後に平成25年分の所得金額により審査します。